

《全進研 冬のセミナー》（ほぼ私が話した内容です）

「中教審」が現場に求める教育と 私たちがまざす教育

2016/02/13

全進研世話人 今泉 博

■「論点整理」を読んでみて

*これまでにかつてないほど、初等・中等・高等教育を「指導法」まで含めて大きく変えようとしている。

*教育現場の実態や困難、子どもや保護者・教職員の願いなどは議論の対象になっていないし、論点整理にはほとんど反映されていない。

*これまでも一貫してそうであるが、学習指導要領の問題点や反省すべき点などが、ほとんどリアルに検討されていない。

*未来社会に対して展望がまったく持てない不安が表明されている。「将来の変化を予測することが困難」や「将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会」などといった表現がくり返し出てくる。

*これからの社会を「知識基盤社会」という規定の仕方にも疑問を感じる。現実の社会の実態や矛盾を覆い隠すことになるのでは。

*平和や人権、民主主義といった、これからの時代を創っていく上で不可欠な言葉や視点が無い。

*財界・安倍政権の政治的な意図が巧みに反映されている。

*現場教職員がこの文書を読んでも、教育実践への希望や活力が生まれてはこないだろう。これからの教育が、ますます心配になる。中教審（「論点整理」）の方向で進められれば、学校現場（子どもや教職員）とのミスマッチが拡大していくばかりである。

●『てん』（ピーター・レイノルズ・著 谷川俊太郎・訳 あすなろ書房）を紹介

■「自ら」を一貫して強調、「自己責任」の押しつけ

*「自らの人生をどのように拓いて・・・」「自らの生涯を生き抜く力」「一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し」「よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出して」「よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出して」「貧困などの目の前にある生活上の困難を乗り越え、貧困が貧困を生むというような負の連鎖を断ち切り未来に向けて進む」などと記されている。「論点整理」全般にわたって、自らが強調されている。個人の努力では無理で、本来は国や行政がすべきことまで、「自己責任」にしようという考え方が貫かれている。

■学習指導要領をこれまで以上に現場へ徹底する

*改悪された教育基本法や、学校教育法を根拠に、これまで以上に学習指導要領を現場に徹底することをねらう。

*授業ごとの学習指導案の作成まで要求してきている。

*教育の内容や指導法まで介入することは、教師の専門性に対する重大な侵害である

■アクティブラーニング

*アクティブラーニングという用語について

アクティブラーニングの概念は、米国発祥。「アクティブラーニングの研究や実践は1970代から80年代より徐々に増えはじめ、1990年代以降急増している。」active learning は、日本語に訳すと、能動的学習や積極的学習、あるいは主体的学習ということになる。このような学習は、決して新しいものではない。しかし、「新しさ」を打ち出し、急速に「普及」させるために、日本ではカタカナ語で「アクティブラーニング」としたのだろう。

「米国の高等教育は、第二次大戦後から、とくに1960年から1970年代にかけて、その規模を飛躍的に拡大させ、大量の学生を受け入れるようになった。新しいタイプの学生は、大

学教育を受けるのに十分な準備がなされていなかったり、大学で学ぶことの意味、目的意識が希薄であったりして、伝統的な方法で熱心に講義しても、学生たちは十分に理解しなかったり、関心を示さなかったりするのであった。こうして多くの大学で、『どのように教えるか』が喫緊の課題に」なった。

教授学習のパラダイム転換が必要になったのである。

そんなこともあり、米国で大学の研究者が、初等・中等学校で実際に行われている授業を参観し、そこから大学でも学生が能動的、積極的な授業が必要だと考え、「アクティブラーニング」の実践・研究が始まったのである。

「アクティブラーニングは学習パラダイムを実践的に推進する学習概念であり、概念的な関係で言えば、学習パラダイムはアクティブラーニングを包含する関係」であると捉えられる。

日本の高等教育でも、高等教育の大衆化によって、似たような状況が生まれる。そんな状況と関わって、アクティブラーニングは能動的学習として、1970～80年代から少しずつ取り込まれていた。アクティブラーニングの用語は、2000年代以降急速に使用し始める。この用語が中教審の答申に登場して政策用語となるのは、『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて一生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へー(答申)』(2012年8月28日)からである。これをきっかけに、全国の大学へ一般化して一気に広がった。

『質的転換答申』用語集のP37には、アクティブラーニングは、次のように定義され、説明されている。

「教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等によっても取り入れられる」

文科省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」が推進されたことも、この流れに拍車をかける結果に。大学教育と産業界とをつなぐ正課教育の方法として、アクティブラーニングが注目された。

アクティブラーニング『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』（溝上慎一・著 東信堂）を参照

*アクティブラーニングそのものについては、学習を豊かにしていく上では、積極的な意味を持っている。私自身も小学校の現場や大学でも、子どもや学生が進んで意欲的に参加するような授業を意識的に行ってきた。そういう点では、アクティブラーニングを実践してきたひとりと言える。子どもたちの能動性や積極性、主体性を重視して実践して行けば、アクティブラーニングということを実際意識しなくても、その考え方や方法にたどり着く。

ただ今回の論点整理からは、私自身が実践してきたような方向とは、かなりちがったものになるだろうと思われる。

●理科の授業「バット回し対決」を紹介

*そもそも国が「これからはアクティブラーニングを実践すべきだ」などと指導法まで介入することは、本来許されるものではない。学習の対象や内容によって、指導の方法は当然ちがってくる。基本的には、内容によって指導の方法は規定されざるを得ない。授業で扱う教材や子どもの実態によって、授業の方法もさまざま考えられる。指導法が限定され、教師が自由に創意・工夫することが保障されない状況では、子どもたちが生き生き参加し、深く学べるような授業の創造は困難になる。むしろ授業に対する多様な考え方や指導方法が存在する方が、授業の改善につながる。

現場での実践の方向が「一定の枠」にがちり押さえられてしまうような状況では、アクティブラーニングを導入したとしても、「活動」や「形式」に流れる危険が大である。一見、表面的には「活発」に学習しているように見えるが、何を子どもたちが学んだのかわからない。そのような状況では、深い学習は期待できない。学習のねらいや目的と関わって、教材を自由に選択できたり、教材研究に基づいて創意・工夫して授業を構想する自由、教師の専門性が保

障されるような状況下であってこそ、指導法の一つであるアクティブラーニングも積極的な役割を担うことができる。

*大学でのアクティブラーニングの実践でも、「アクティブラーニングは大学授業改革の万能薬ではない。実際、アクティブラーニングは必ずしも期待されているような効果を上げていないこと、それどころかむしろ期待と相反するような結果を招いている」ということが報告されている。いろいろ活動はあっても、必ずしも深い学びになっていない。その状況を克服するためにディープ・アクティブラーニング(deep active - learning)という「深い学習」「深い理解」「深い関与」をめざす研究や実践も行われている。

大学でのアクティブラーニングの研究や実践については『ディープ・アクティブラーニング』(松下佳代・京都大学高等教育研究開発推進センター[編著])が参考になる。

■ 《新しい能力》の育成

最近学校で身につけられる(身につけるべき)能力として、「学力」以外の用語が使用されるようになってきた。「PISA リテラシー」「キー・コンピテンシー」「生きる力」「人間力」という言葉が行政文書や学校現場で使われている。また高等教育・職業教育においては、「コンピテンシー」「学士力」「汎用的技能(generic skiiis)」「就業能力」「社会人基礎力」・・・といった言葉が見られる。

こうした多様な用語で表される諸概念を松下佳代(京大教授)などは、《新しい能力》概念と総称している。《新しい能力》概念の登場は、学校で育成される「力」を従来のように「学力」ということ言葉でひとくくりにするのでは、もはやポスト近代社会、知識基盤社会、生涯学習社会といわれる現代社会に必要な「力」を表現するのは不可能であるという事情によるものである。

《新しい能力》概念の氾濫という現象は、日本に限らず先進諸国に見られる傾向であり、労働政策や経済政策やと密接に関わっていると述べている。

《新しい能力》概念の背景には、グローバルな知識経済への対応の必要性がある。知識経済とは、知識の生産や管理を行う経済活動や、情報テクノロジーなどを駆使した知識を基盤とする経済活動を指している。

クリントン政権で労働長官をつとめたロバート・ライシュは、グローバル経済においてはかつての職業区分は不適切だとして、次のような三つの職業区分を新たに提案した。

(a) ルーティン生産サービス

モノ(金属、繊維、データーなど)に対する単純な生産
肉体労働者、データー処理作業員など

(b) 対人サービス

人間に対する感情労働サービス 店員、美容師、介護者、キャビンアテンダントなど

(c) シンボル分析的

シンボル(データー、言語、音声、映像表現など)に対する問題発見、解決、戦略的などを行う。

研究者、法律家、コンサルタント、音楽家、映画監督など。

ライシュによれば、経済先進国がグローバルな経済知識において競争力を維持するためにとりわけ重要なのは、(c)を担うシンボリック・アナリストの要請である。シンボリック・アナリストにとって重要なのは、知識の習得よりも知識の活用能力だとしている。

質とレベルを異にしつつ、どの職業でも対人関係能力が必要だということになる。

初等・中等教育から、高等教育にいたるまで《新しい能力》概念が普及したことの背景に、グローバルな知識経済の下での労働力の要請があることは明らかだ。

今日の《新しい能力》概念のルーツをたどっていくと、「コンピテンシー・アプローチ」の父

と呼ばれることになった、デイビッド・マクレランドが1973年に書いた *Testing for competence than for "intelligence"* という一本の論文に行きあたる。

*マクレランド 1956年～87年ハーバード大学に在職した心理学者。動機付け研究、特に達成動機の研究で知られている。同時に彼は、人材マネジメント(採用、開発、訓練、業績評価など)を業務とするマクバー社の創設者の一人であった。

マクレランドは、従来のテストやその結果では、職務上の業績や人生における成功は予測し得ない。職務上の業績を予測でききるような変数とテスト手法を見つけようとした。その変数がコンピテンシであり、テスト手法が「職務コンピテンシー評価法」であった。

マクレランドがコンピテンシのためのテストを開発したのは、アメリカ国務省における外交官の選考方法の見直しを依頼されてのことであった。当時外交官の選考は、外交官に必要なとみなされる知識やスキルについての筆記試験によって行われていたのだが、その得点と職務上の成功とは相関が低かったことから、別の選考方法が必要とされたのである。マクレランドとマクバー社が開発した方法は、その後、企業の人材管理に広く普及することになった。

《新しい能力》概念が、各種の政策や経済団体の政策提言を通じて、日本に移入されてきた。その影響は、初等教育から高等教育さらには職業世界にまで及んでいる。

「中央教育審議会やOECD等の政策文書では、大きく知識基盤社会(経済)とまとめられたり、情報化・グローバル化された社会とまとめられたりすることが多い。しかし、それだけでは、アクティブラーニングがなぜ必要なのか、アクティブラーニングがどのような問題状況に適応していくために技能・態度(能力)を育てていかなければならないのかが十分理解されない。筆者は、アクティブラーニングと技能・態度(能力)との関係を議論するとき、いつもここが問題だと感じてきた。筆者の考えでは、知識に関わる社会の変化として示されなければならないものだろう。それは、おそらく『検索型の知識基盤社会』の到来として説明されるものである。その上で、アクティブラーニングは、検索型の知識基盤社会を力強く生きるための『情報・知的リテラシー』という技能・態度(能力)を育てる意義を持つ、と説明される。」と溝上氏は述べる。情報リテラシーは、情報を収集・検索・選択・共有・マネジメント・活用・編集・発信する能力のことであり、それらの作業を効果的・能率的に進めるための認知的な処理能力(知覚・記憶・言語・思考[論理的・批判的・創造的思考・推論・判断・意思決定・問題解決])と定義されると述べ、そして情報・知的リテラシーを「情報リテラシーを基礎としつつ、知識を創出・活用・マネジメントする能力のこと」と定義すると記している。

■基礎・基本と活用について

2008年3月に改訂された『小学校学習始動要領』の「総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」のところで、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と書かれている。

また『小学校学習始動要領解説 総則編』(2008年8月)の「改訂の基本方針」には、「確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある」と記されている。

今回の「論点整理」にも、「教員には、指導方法を工夫して必要な知識・技能を教授しながら、それに加えて、子供たちの思考を深め発言を促したり、気付いていない視点を提示したりするなど、学びに必要な指導の在り方を追究し、必要な学習環境を積極的に設定していくことが求められる。そうした中で、着実な習得の学習が展開されてこそ、主体的・能動的な活用・探究の学習を展開することができると考えられる」

「教えて考えさせる授業」を主張されている方が『小学校学習始動要領』の作成の協力者になっていたり、「論点整理」にも関わっているから、基礎・基本と応用・活用を分離して捉えるような考え方になっているだろう。この考え方は、かなり現場に浸透しているものと思われる

る。学力テストとも関わって、基礎的・基本的なことは、とにかく練習・習熟し、身につける対象になっている。このような発想では、豊かな学びは期待できない。日本の子どもたちの特徴として、できるが、学習を楽しんでいる子が少ないという状況を克服することは難しい。

基礎的・基本的なことは、実に深い世界であり、人類の文化が「飛躍」を迫られた歴史が刻まれている。それを深く豊かに学ぶには、推理や創造、思考力や判断力などが要求されるものである。したがって学級の中で、対話や討論、ときには対立しながら基礎的・基本的なことを学んでいけば、「思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ」ことができるのである。「教えて考えさせる授業」の論者は、基礎・基本的に対する認識が不十分だと言わざるを得ない。子どもたちが生き生き学ぶ授業をつくるためには、活用だけでなく、基礎基本を豊かに学ぶ授業を創っていくことである。

●貝という漢字の授業を紹介

■道徳の「教科化」

《教科化の経緯》

安倍政権は、直接的には滋賀でのいじめ事件（2011年10月）をきっかけにして、教育改革の最重点項目として、道徳の教科化をめざした。道徳の教科化が打ち出されたのは、第二次安倍内閣の下で組織された教育再生実行会議のいじめ問題への対応をまとめた「第1次提言」（2013年2月）であった。その後「道徳教育の充実に関する懇談会」がつけられ、その「報告」（2013年12月26日）で、「道徳教育の教科化」の基本的枠組みが提起された。その報告を基に中教審

で議論し、2014年10月21日の中教審答申「道徳に係る教育課程の改善等について」が出された。文科省はそれを受けて、学校教育法の施行規則の改正という手続きで、道徳の教科化を行った。

《ねらい》

①昨年の国会で「戦争法案」を強行し、日本の自衛隊をアメリカの同盟軍として、世界各地へいつでも派兵できる準備を、いま急ピッチで進められている。さらに憲法9条も変えると安倍内閣は国会で明言している。このことと関わって、報道の自由や言論の自由、国民の知る権利についても、さまざまな形で抑圧する動きが顕著になってきている。2月8日の衆議院予算委員会で、高市総務相は「放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返したと判断した場合、放送法4条違反を理由に、電波法76条に基づいて電波停止を命じる可能性について言及している。

②これら一連の動きと今回の「論点整理」は無縁ではない。学校教育を通して、国民の思想や価値観を管理統制する体制をつくらとしている。道徳の特別教科化はその一貫であり、要に位置づけられている。

③道徳の特別教科化の最大のねらいは、「文字通り権力が直接教育内容を直接決定するという仕組みが働くからである。そのことは道徳科というものが存在していないということに関係している。」「一般に教科の内容を第一義的に決定するのは、実はその基盤にある科学の到達点なのである。ところが道徳科にはそのような意味で対応する科学は今のところ存在していない。」「その結果、その教科内容をまず第一に科学が決定するという他の教科で働く仕組みが機能していないのである。だから道徳科では、まさに、国家が、ストレートに、第一義的にその内容を決定するという事態が出現するのである」と佐貫氏は指摘している。

④ 学習指導要領の道徳で扱う「項目」（徳目）には、「国や郷土を愛する態度」や「愛する心をもつ」などが規定されている。「項目」（小学校の場合）には、以下のようなものが取り上げられている。

[善悪の判断、自律、自由と責任] [正直、誠実] [節度、節制] [個性の伸長] [希望と勇氣、努力と強い意志] [真理の探究] [親切、思いやり] [感謝] [礼儀] [友情、信頼] [相互理解、寛容] [規則の尊重] [公正、公平、社会正義] [勤労、公共の精神] [家族愛、家庭生活の充実] [よりよい学校生活、集団生活の充実] [伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度] [国際理解、国際親善] [生命の尊さ] [自然愛護] [感動、畏敬の念] [よりよく

生きる喜び]

平和や人権、国民主権や表現の自由など、民主主義的なさまざまな権利が、「項目」から排除されている。ここからも、道徳教育で何をめざしているかが読み取れる。

《評価》

「記述式であっても評価がおこなわれることの問題性は大きい」「『徳目』の提示と『評価』とが行動評価として結合されるとき、『建前』を演じることを子どもに求める力学が働き、その評価と管理が徹底するときには、行動主義的な訓練を通じた人格統制が進行する。」「それらの行動管理が、偏狭なナショナリズムと結びつくときには、国民を現実の国家政策へ同調させていく力学が生み出される。」

『道徳性の教育をどう進めるか』（佐貫浩・著 新日本出版社） 参照・引用

●『新しい道徳』（北野武・著 幻冬舎）の紹介

■実践を創っていく上で何が手掛かりに？

これまで見てきたように、「論点整理」はさまざまな問題点を含んでいる。

○「新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々となつながら学びながら学べる、開かれた環境となることが不可欠」

●「学校は、今を生きる子供たちにとって、現実の社会との関わりの中で、毎日の生活を築き上げていく場である」

○「学校がその教育基盤を整えるにあたり、教育課程を介して社会や世界との接点を持つことが、これからの時代においてより一層重要となる」

●「変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて子供たちにこれからの人生を前向きに考えさせることが、主体的な学びの鍵となる」

○「子供たちが、学びに関して持っている潜在的な力を、教育を通じて洗練させ、教員自らもその力を発揮し、教室や社会で共に生き生きと活躍できるようにするために、学習指導要領等の在り方を検討していかなければならない」

●「学習指導要領等の改訂に関する議論において、こうした指導方法を焦点の一つとすることについては、注意すべき点も指摘されてきた。つまり、育成すべき資質・能力を総合的に育むという意義を踏まえた積極的な取組の重要性が指摘される一方で、指導法を一定の型にはめ、教育の質の改善のための取組が、狭い意味での授業の方法や技術の改善に終始するのではないかといった懸念などである。我が国の教育界は極めて真摯に教育技術の改善を模索する教員の意欲や姿勢に支えられていることは確かであるものの、これらの工夫や改善が、ともすると本来の目的を見失い、特定の学習や指導の「型」に拘泥する事態を招きかねないのではないかと指摘を踏まえての危惧と考えられる」

○「学習・指導方法について目指すのは、特定の型を普及させることではなく、下記のような視点に立って学び全体を改善し、子供の学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導や学習環境を設定することにより、子供たちがこうした学びを経験しながら、自信を育み必要な資質・能力を身に付けていくことができるようにすることである。そうした具体的な学習プロセスは限りなく存在し得るものであり、教員一人一人が、子供たちの発達の段階や発達の特性、子供の学習スタイルの多様性や教育的ニーズと教科等の学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である」

●「子供の学びに向かう力を刺激するためには、実社会や実生活に関わる主題に関する学習を積極的に取り入れていくこと」

○「学習指導要領等の解説や指導事例集も含めた全体の姿の中で、指導の参考となる解説や事例を示すとともに、下記4. に示す方策等を通じて、更なる支援を図っていく必要がある。なお、こうした事例を示す際には、それにより指導が固定化されないような工夫が求められる」

■最後に

①職員会議等で「論点整理」について話し合う機会をつくる。「論点整理」は次期学習指導要領や学校の教育課程作成に直接関わっているだけに、教育委員会も校長もダメだとは言えないはず。

子どもたちによりよい教育ができるように、子どもや学校の実態や指導上の課題や困難を出し合いこの論議をするかどうかで、実践が大きく変わっていく。

②中教審教育課程企画特別部会から出された「論点整理」は「戦争法制」を強行した安倍政権の流れとは無縁ではない。学校教育が政治的な道具にされてはならない。能力観ひとつにも、財界や現政権の人作り政策等が反映されている。憲法や人権、平和や民主主義等が、この「論点」には、欠落している。それだけに学校教育を通して、自治的な活動を通して、人権や民主主義を学べるようにしていくことが、とりわけ必要になる。

③子どもの苦悩や悲しみを受けとめ、子どもたちが安心して学び生活できる学級・学校をめざす。

子どもたちの輝きを父母と共有する努力をしていく。

④今日さまざまな困難はあるにせよ、父母(保護者)や地域住民との協力関係をつくっていくことは欠かせない。父母(保護者)や地域住民との連携が進むと、教育実践の条件は大きく拡大する。さまざまな困難や矛盾が生まれてきているだけに、子どもたちによりよい教育という点では、急速に協力関係が拡大する可能性が生まれている。

「論点整理」では、「社会に開かれた教育課程」の必要性を説き、「新しい教育課程が目指す理念を、学校や教育関係者のみならず、保護者や地域の人々、産業界等を含め広く共有し、子供の成長に社会全体で協働的に関わっていくことが必要である」と記している。それだけに、父母との連携をつくる努力をしないと、一気に「論点整理」の方向で取り組まなければならなくなってしまう危険がある。

⑤まず自分が、自分と同じような問題意識の仲間が2～3人できれば、職場は学校は大きく変わりうる。ものごとは、わずかひとつの微視的な点から始まる。それを大事にしたい。